

EU の経済通貨同盟における構造政策

松浦一悦

目 次

はじめに

第1章 EU の構造問題の現状

1. EU の構造問題の現状

2. EU 政策当局の構造問題に対する認識と構造政策の方向性

第2章 EU の構造政策

1. 財・サービス市場の構造改革

2. 資本市場の構造改革

3. 労働市場の発展と政策

むすび ～構造政策に対する評価～

はじめに

1999年1月に1ユーロ=1.18ドルで誕生したユーロは、主要国の景気減速を背景にした金利先安感やコソボ危機を背景に下落を続け、2000年には1ドルを割り込み、同年8月にはEUだけでなく周縁国や世界経済にとっても憂慮すべき問題となった。9月にはEU、アメリカ、カナダ、イギリスによるユーロ安をくいとめるための外国為替市場への協調介入が行われた。それを機に、一旦はユーロ安にブレーキがかかったが、各国通貨当局の本気でない姿勢を市場が見抜くかのように、ユーロ安はさらに進み、10月後半には1ユーロ=0.84ドルに達した。その後ユーロ相場は次第に落ち着きを見せ、2001年3月現在で1ユーロ=0.91ドル程度で推移している。しかしユーロ誕生時と比較すれば、ユーロの対ドル相場は22.8%の下げ幅を記録した。

2000年夏以降のユーロ安の原因として次のような原因が指摘された。第1

に、循環的要因が作用し、米国経済のEUのそれに対する相対的な高揚を背景に、資金がEUからアメリカへ流出していること、第2に、EUの構造問題が残されていること、すなわち、財・サービス市場、金融市場、労働市場における弾力性が欠如していることにより、競争力の強化および雇用の創出に十分な期待が持てないこと、第3に、単一通貨・一元的金融政策と11の異なった各国の財政政策という枠組みに基づく市場ダイナミズムが果たしてうまく機能するのかという懐疑の念があること、第4に、政治統合はいまだ途上の過程にあり、EU内で生じる国際政治問題に対処しうる政治的骨が存在しないことである。

為替相場は、長期的には購買力平価で表せうる「均衡相場」に収斂する傾向があるとはいえ、短期的および長期的な様々な期待が混ざり合って市場の心理を動かし、投機的要因と重なり合いながら、変動する。そのように考えると、上記の要因のうちでどれが最も強く相場変動に影響しているのかなどを説明するのは困難であり、4つのそれぞれがユーロ安に影響していたと考えるしかない。本稿で特に取り上げたいのは、第2のEUの構造的問題といわれるものである。もとより、EUの構造改革はユーロ相場だけに関わる問題ではなく、グローバル経済という時代の潮流の中でアメリカやアジア諸国と対抗するために避けられない問題である。

EUがEMU（経済通貨同盟）に移行する前のEMS（欧州通貨制度）は、事実上ドイツ・マルクを基軸通貨とする国際通貨制度であった。EMSを維持・安定化させるためには、ドイツ・マルクの信認を維持させ、EMS内の国際流動性を保証し、加えて加盟国の国際収支の調整を図る必要があった。EMUの下では、単一通貨ユーロが導入され、ユーロはEU域内市場の共通通貨となった。もつとも既存のマルクや Franc のような近代国民国家の国民通貨とは性格を異にする新しい通貨形態といえる。そこでは、ユーロの価値安定・信認はECB（欧州中央銀行）の金融政策と参加国の財政政策によって規定されることになろう。同様に、ユーロの流動性もまたECBの金融政策と各国の財政政策に依存する。しかし、市場統合によって経済的意味での国民国家としての枠組みが希薄化し、

EUが一つの国民経済としての性格を有するようになると、従来の各国の国際収支概念は消滅し、国際収支の不均衡は問題として顕在化しない、すなわち「国際収支の天井」は国内経済運営の制約にならなくなる。しかしながら、国際収支不均衡問題は形をかえて、国民的労働生産力格差にもとづく、構成国間の利潤率格差、所得格差、失業問題として残されると考えるべきであろう。それに加えて、経済格差問題は構成国間ばかりでなく、構成国内および産業間においても現れるであろう。

最近の報告書によれば、EU構成国間の不平等は1986—96年において低下したもの、構成国内の不平等は増幅している。それは、一人あたりの所得増加率および1人当たり所得水準でみた最も開発の進んだ中心部と後開発地域とのギャップが広がったことに示される。また、失業率でみた構成国内の格差は、EUにおいて労働力移動が極めて少ないため、依然として構成国によっては拡大さえしている(後述)。このようにみると、通貨統合は実現したものの、市場経済が浸透するにつれ、後進地域におけるEU市民の生活基盤を揺るがしかねない状況を生み出している。EMUにおいては、為替平価調整による構造調整は不可能になるため、EUの構造政策の役割がますます問われるであろう。

以上のようにみると、今後予想される危機に直面する中でEMUの対応力を問う場合のポイントは、EUのマクロ経済政策と構造政策の2点に集約されよう。本稿では後者のEUの構造政策をEUの経済政策委員会および欧州委員会の報告書を資料しながら考察してみたい。分析の視角は、EU当局が構成国間、構成国内および産業間の地域格差の是正をどのように行うかである。そこで、EUの財・サービス市場、労働市場、資本市場における柔軟性を確保するための構造改革を考察し、その後に政策の評価を行う¹⁾。

1) EUの地域政策は、本稿で考察する構造政策と合わせて、地域開発基金と欧州投資銀行の役割について考察する必要があるが、それらの考察は別稿に譲るつもりである。

第1章 EUの構造問題の現状

1. EUの構造問題の現状

構造問題とは端的に言うと国家間、地域間および産業間における不均等発展の問題であり、それは、生産力格差、それに起因する所得格差、および失業率格差として現れる。現状ではそれらの格差はどのようにになっているのか。1986年に調印された「単一欧洲議定書」により欧洲域内の財・サービス取引、資本取引及び人の移動の自由化が大幅に進められ、さらに1992年のマーストリヒト条約による単一通貨導入計画は欧洲市場統合の動きを加速させた。実際に、90年代にはEU域内の貿易と相互投資は著しく増加した。99年1月からスタートした欧洲単一通貨ユーロの導入は、商品の価格差、賃金格差、利子率格差を利用した経済取引を活発化させ、EUに一つの国民国家としての性格を強化させるものである。

D. モウク (Daniel Moucque) は80年代後半から90年代後半のEU域内の経済収斂状況を次のように説明する。1986年から1996年までの10年間で、1人当たりGDPが最も低い10地域のそれは、EU平均の41%から50%へ増加した。また、低所得の25地域のそれは52%から59%へ上昇した。同期間に、4つの収斂国（スペイン、ポルトガル、アイルランド、ギリシャ）の1人当たりGDPはEU平均の65%から76.5%へ上昇し、1999年には78%になると見積もられた。これらの経済収斂のペースは主として欧洲経済統合の深化によってもたらされた。一例として、4つの収斂国と他の諸国との間の輸出入は過去10年間において実質タームで2倍の増加を見せ、現在1,200億ECUにものぼる。加えて、構造基金が単にホスト国の有効需要を拡大させたばかりではなく、供給サイドの改善を通じてEU域内の地域間格差の縮小に貢献した²⁾。

さらに、モウクは失業の性格が構造的である点を指摘している。すなわち、

2) Moucque, D., EIB, 2000, p. 13.

失業者の48%は1年以上休職している長期失業者である。また、それに関連する問題は、女性や若年者などの社会的階層の人々が労働市場から排除されていることである。失業率が最も高い25の地域において、長期失業者は総失業者の60%を占めている（失業率が最も低い25の地域では30%である）。それに加えて、それらの地域では労働年齢にある女性の僅か30%しか就職しておらず、若年層の失業率は平均で47%である³⁾。EU全体の失業率は近年、1999年9.2%，2000年8.5%と低下している。しかし、1971—80年平均(4.0%)と比較すると、EUの失業率は未だ高い水準にある⁴⁾。

以上から推測すると、雇用状況がさほど改善されることなく1人当たりGDPが上昇していることは、低所得国の労働生産性の上昇に負う部分が大きいと考えられる。EU内の国民的生産力格差をデータで確認しておくと、国内総生産を雇用者数で除することによって算出される労働生産性は中心国以上に周縁国では上昇し、両者のギャップは縮小する傾向にある⁵⁾つまり、経済成長率を高めるだけでは、EUにおける構造問題は解決できないことを示している。したがって、モウクが主張するように必要とされることは、①低所得地域における経済的基礎の改善、すなわち競争力の強化と、②労働市場における不利な人々の労働技術を向上させ、彼らを再び職場に戻すことを目的とする措置を組み合わせる総合的なアプローチである。

また、これまでの研究によって構成国によっては国内の不均衡は拡大する傾向をみせている点が明らかにされている。スペインにおいては1980—96年におけるGDPの成長率および雇用成長率は地域によって大きく異なる。例えば、同期間の1人当たりGDPはスペイン全体で70.9%から77.2%へ増加しているが、ガリシアでは60.3%から59.8%へ低下した⁶⁾。イタリアについては、南北間の経済格差が1980年代以降、拡大する傾向をみせており⁷⁾、ギリシャでも1人当

3) Moucque, D., EIB 2000, p. 15.

4) EC Economic Date Pocket Book, Monthly 7, 2000, p. 18.

5) Moucque, D., EIB, 2000, p. 15.

6) Rodríguez-Pose, A., EIB, 2000, pp. 90-92.

たり GDP と失業率でみた不均衡が拡大していることが指摘されている⁷⁾。

以上のように、市場統合は構成国間の平均的な所得格差を是正する作用を持つが、構成国内における不均等発展を拡大させる作用を併せ持つといえる。EU 構成国の地域間労働力移動性は極めて小さいことがさらにこの問題の是正を困難にしている。しかも失業が長期化し、構造化していることは、周縁地域における EU 市民の生活基盤を脅かしかねないという問題を生み出している。

2. EU 政策当局の構造問題に対する認識と構造政策の方向性

EU の政策当局はこのような経済格差をどのように認識しているのだろうか。2000 年 3 月に EU の経済政策委員会は欧州委員会および閣僚理事会に対する構造問題を報告書 (“Annual Report on Structural Reforms 2000, Economic Policy Committee”, 以下 ARSR 2000 と略す) としてまとめた。そのなかで、経済政策委員会は構造問題を次のように認識している。

「EU のマクロ経済政策は、EMU の収斂過程に強められて、国家財政の均衡とインフレの安定の観点において大きく貢献した。しかし、経済政策委員会の認識によれば、経済および構造政策についての重要な挑戦と機会に EU は直面している。その理由は、(1)国家間、地域間および産業部門間に見られる大きな生産性格差と生活水準のまだ利用されていない潜在性があること、(2)多くの国家と地域において失業率が高く、雇用参加率が低いこと、(3)社会的排除 (social exclusion) という点で問題を含んでいることである」(ARSR 2000, p. 8)。

ARSR 2000 は、EU の経済政策調整の中心を形作る勧告書 (Commission Recommendation for the 2000 Board Economic Policy Guidelines of the Economic Policies of the Member States and the Community, Brussels, 11. 04. 2000, 以下 BEPG 2000 と略す) の作成に大きく影響を与えた。ARSR 2000 に拠って作成された、BEPG 2000 の指針は、リスボン・サミット声明の中心部

7) Helg, R., Peri, G. & Viesti, G., EIB, 2000.

8) Ioannides, Y., & Petrakos, G., EIB, 2000.

分となった。特に BEPG 2000 は中・長期的な構造政策の含意に焦点をあて、(1)完全雇用の回復、(2)知識集約型経済への移行、(3)高齢化社会への準備、(4)社会的排除の改善、を目標とするものであった。

上記の 4 つの目標についての BEPG 2000 の説明を要約すると以下の通りである。

以上の中での中心目標は、完全雇用の達成である。現在の高水準の非雇用率は大きな経済的社会的コストの原因であるがゆえに、完全雇用の達成は経済・社会政策の中心的目标として捉えられる。また、それはとりわけ、サービス部門における雇用の創出、女性雇用率の増加、高齢労働者の職場参加を意味する。リスボン・サミットで強調されるように、全体の目標は EU 全体で雇用率を今日平均の 61%から 2010 年までには 70%に近い水準に可能な限り近づけること、女性の雇用率を平均 51%から同じく 2010 年までに 60%以上に引き上げることである。また、失業は社会的排除の主要な要因であるが、それは主として長期失業の比率が高いことと、特定の地域や共同体そして特定の社会的集団あるいは特定の労働者範疇において失業が集中していることによるものである。社会的排除は労働市場問題の域を越える問題であるが、社会排除に対する最良のセーフガードは雇用創出である(BEPG 2000, p. 5~7)。

知識集約型経済への移行については、EU 政策当局は技術革新と知識の集積は競争力、生産性、経済成長、雇用および生活水準を引き上げる基軸的要因になっていると捉える。しかし、欧州は生産力技術革新の点でアメリカに遅れをとっている、そのギャップは 1990 年代に広がった。また、情報通信技術の生産と普及の点でも欧州は遅れをとっている。しかも、特に科学・エンジニア分野における深刻な技術者不足、全労働者にとって基本的な ICT (Information and Communication Technologies) に関する教育の不足、情報化社会に必要な専門技術の不足という現状である。それゆえ、これらの課題に取り組むためには、あらたな経済構造への転換、産業部門間、企業間および職業間の資源配分を必要とする(BEPG 2000, p. 6)。

以上総じて、知識集約型経済への移行によって、生産性の向上と競争力の強化を目指し、EU内の雇用創出に結び付けること、そのための構造改革の必要性を訴えている点が理解できる。

第2章 EUの構造政策

上に述べた構造問題に対する認識と方向性にもとづき、現在、欧州委員会はどのような構造政策を実行しており、また、今後実行しようとしているのか。財・サービス市場、労働市場、資本市場におけるEU政策当局の取り組みを先に触れた2つの報告書からみてみよう。

1. 財・サービス市場の構造改革

(1) 域内市場の強化

EUの「国内市場指令(directive)」を国内法に置き換える作業が全構成国において実施されている。単一市場スコア・ボードに従い、殆どの構成国、とりわけイタリアとベルギーにおいて1999年の間にEU法から国内法への未転換分野は著しく減少した。しかし、国によっては未転換率の高い残務分野が依然として多い。フランス、ギリシャ、ルクセンブルクの場合、国内市場指令の国内法令への転換率は5%にも満たない。当該指令の非転換率が一般的に高い分野は、交通、通信、政府調達と家畜検査である。

こうした現状を踏まえて、欧州委員会はEU「国内市場指令」を国内法令へ効率よく転換できるような国家戦略を構成国が作るように求めている。もっとも構成国によっては、「特別調整機構」あるいは「公式手続き」を既に確立している。例えば、オランダは1997年にEU法に基づく部門間委員会を設置し、ドイツ、アイルランド、イギリスは法令手続きを強化する措置を取った。ベルギーは全指令の施行を指揮する理事を任命し、ワロニー政府は欧州指令転換特別専門委員会を設置する予定である。

EU指令の国内法令への転換率が少ない分野の中で、政府の公共事業入札に

について説明しておこう。

公的部門による資材調達は国内総需要の大きな比重を占めており、財市場における競争を促進する上で重要な役割を果たすと考えられる。注目すべきものとして、デンマーク、ドイツ、イタリア、オランダ、スペイン、イギリスの6カ国は公的部門の資材調達に関するパイロット・プロジェクトを作成した。それに従って、企業がEU内構成国の競争入札に参加するときに、参入障壁のため不当な扱いを受けたときには、6カ国が共同で当該企業を支援する。またドイツでは、政府当局の差別的慣行に対して民間企業が提訴できる機会を最近拡大した(ARSR 2000, p. 13)。

(2) 競争政策と国家助成

構成国において競争を強化する政治的意図が現在強まっている。すなわち、効率性と手続きの透明性を増し、競争当局の力と手段を強化することである。今日、国内競争法の現代化と収斂が進み、構成国の競争法はEUのそれに接近しつつあることをARSR 2000は述べている。昨年、オーストリア、ベルギー、ドイツ、スペイン、イギリスでは国内の競争法に大幅な変更が加えられた結果として、多くの構成国の競争法は、反競争的慣行の原則的禁止に基づくことになった。これによって、競争当局は81条(カルテル)と82条(支配的立場の乱用)を施行することが可能となった。しかし、これら2つの条項は、デンマーク、ルクセンブルグ、アイルランド、スウェーデン、フィンランド、ポルトガルの6カ国においては施行されていない(ARSR 2000, p. 15)。

競争原理の活用が強調される裏面として、国家の産業への介入は極力排除されることになる。実際に、一部の国において最近一時的な増加が見られるものの、構成国の全体の国家助成額は次第に減少している。対GDP比でみると、1990~92年の1.8%から1995~97年の1.2%に減少した(ただし農産物への助成を除く)。その背景には、特定産業部門と特別な助成の相対的重要性が低下するにつれ、国家助成の改革が進められている実情がある。その改革には、特定産業の助成は欧州レベルでの競争を歪め、不可避の経済リストラを遅らすとい

う政策当局の基本的立場が反映されている。その一方で、水平的助成の水準は維持されているか、あるいは多くの構成国において増加している (ARSR 2000, p. 16)。

(3) 規制改革

報告書は規制の改革の対象として以下のようなものを挙げている。すなわち、
a) 民営化, b) 通信部門の自由化, c) エネルギー市場の開放, d) その他
の公共事業の進展, e) 競争制限下にあるサービス部門, f) 公共サービス部
門の効率性と質の改善である。

財およびサービスの生産における国家の直接的関与は構成国間で依然として
大きく異なる。過去を振り返ると、公共の利益のために広範囲な財およびサー
ビスを生産し、提供する責任を公共部門は保証してきた。しかし、この10年間
で公共部門の役割は大きく見直されている。すなわち、公共部門の社会的責任
に一定程度注意を払う一方で、公共部門は必ずしも生産過程に直接関与する必
要はないと議論する傾向が強くなっていることである。国境を越える競争の強化と
技術の発展が、この変化の方向性の多くに影響している (ARSR 2000, p. 16)。
実際に、1980年代以降、欧州の国有企業が次々と民営化されていった。

公共部門の民間部門への関与について、次のような傾向がみられる。第1に、
航空、金融サービスのような部門については、直接的な国有化を必要とするこ
となく、法的な規制を通じて公共サービスの供給を保証する。第2に、ネット
ワーク産業のような部門は独占の性格が強く、したがって自由化による競争は
不可能である。ゆえに完全競争へ移行する途中段階での規制はより重要であつ
て、時代遅れではない。そのようなサービス部門にとっては国家の直接的な統
制と規制上の介入が維持される必要がある。第3に、公共サービスが重要な分
野では、幅広いイニシアティヴが構成国で試験されており、産出高の増加やこ
れらのサービスの設備におけるコスト効果の保証が試みられている (ARSR
2000, p. 16-17)。

ところで紙面の制約上、ここでは先に触れた6つの中で、e) 競争制限下の

サービス部門に焦点をあてて、国家の規制改革を紹介しておこう。域内市場の創出と国内競争を強化する努力にも関わらず、国によっては公共部門だけではなく幾つかの民間部門においても競争の欠如が観察される。それらの部門では海外との競争から守られていて、様々な種類の国内規制の影響下に置かれている。サービス部門の機能が改善されるのは、市場の参入障壁および市場から退出する障壁を低くし、競争圧力を高めることを目的とする規制的枠組みを調整することを通してである。

オランダは規制で保護されている市場の競争水準を向上させるための組織的アプローチを進めている。それは MDW プロセスと言われ、市場へのアクセスを妨げる障壁を取り除くこと (M)，不必要に負担となっている規制を引き下げること (D)，そして立法の質と透明性を改善すること (W) である。近年、オランダ政府はこの MDW プロジェクトの費用と利益の評価を重視し、その評価結果を利用することに注意を払っている。

小売流通は、依然として多くの参加国にとって、土地利用計画や店舗開店時間制限という形態における規制下に置かれている。イタリアは 1998 年に包括的な改革を行い、零細小売業者の免許制度及び小売店の登録を廃止した。その結果として、新しい小売店の進出の拡大と共に流通部門で大規模なリストラが生じ、他方で多くの小売業者が閉店した。店舗開店時間の規制はデンマークとドイツで調査されており、他方オランダとスウェーデンは小売部門の競争についての店舗内空間計画の効果を調査中である。ポルトガルは大型店舗の日曜日開店を検討しており、同時に小売業協会が顧客と結ぶオンラインを確立することを援助している (ARSR 2000, pp. 20-21)。

(4) 企業環境の改善

競争的でダイナミックな市場において、新企業の創出は、非競争的商慣行に寄りかかる企業の古い体質を改善する。それに加えて、新たな企業は、とりわけ新ハイテク部門における技術革新の動力となる。それゆえ起業手続きはなるべく単純にしなければならない。中小企業やベンチャー・キャピタルを支援す

るために報告書(ARSR 2000)が強調するポイントは、第1に政府規制の透明性を確保すること、第2に企業の財務上の支援である。

先ず第1に、政府規制の一般的な質と透明性を改善しようとする努力は、広義の意味において、公共部門と市民あるいは企業との間の円滑な交流を活性化することが中心となる。規制プロセスの透明度を増すことは、主として企業に対する経済的および行政的負担を評価する査定を通じて実現できるが、欧州共同体レベルと国家レベルでの立法過程に統合される必要がある。ベルギー、アイルランド、オランダ、スペイン、イギリスといった構成国は、規制の質と透明性を確かなものにする目的で政府内に特別な組織もしくは企画を設立した。他の構成国は全ての新しい立法の質が調査されることを保証するための公式手続きを創設した。

零細企業と市民が公共機関の施設を利用しやすくするため、イタリア、ポルトガル、スペインは1999年既に、“one-stop-shop”を創設し、将来はさらに増やす計画である。その機関は、企業を起こす際の手続きの簡素化を図り、中小企業に対し情報や助言や支援を提供する役割を果たしているが、そのことによって、市民が企業を起こす際に必要な行政負担を削減することが期待される(ARSR 2000, p. 23)。

第2に財務上の支援策として、各構成国は中小企業の直接的支援や財務上の優遇措置を導入し始めた。1999年にポルトガルとイギリスは零細企業および中小企業の法人税をそれぞれ引き下げた。ギリシャは合名会社の法人税を引き下げ、自営業の法人税は会社の設立年数と同様に規模を考慮することにしている。フランスは2000年に売上高50万フラン以下の企業について年間の均一税を削減する予定である。オーストラリアでは起業家からの設立手数料の徴収を除外し、事業移転に関する税が削減された。ドイツの税制の簡素化は、2001年に実行される予定であるが、法人税と中小企業の行政上の負担を引き下げる予定である。別の措置は、小規模企業の経営技術の向上や企业文化の確立を目指すこととする(ARSR 2000, p. 24)。

2. 資本市場の構造改革

次に、資本市場の構造改革の意義について述べておこう。言うまでもなく、資本市場は長期的に運用可能な資金を仲介する機能を果たすので、資本市場の欧州レベルでの整備は長期資金の効率的配分に資するものである。とりわけ、後進地域に対する直接投資の効果的配分は、EUの構造問題の改善を助けるであろう。

対外直接投資の受入国に与える影響は、第1に受入部門における労働生産性への変化である。直接投資の受入が高い生産性を持つ新資本整備を伴うものであれば、当該企業は標準的労働力と同じ労働時間でより安く財を生産できるので、当該企業は平均以上の利潤を獲得できる。そうなれば、新しい資本技術の普及は全体として当該生産部門の労働生産性を引き上げるであろう。

もう1つは、受入国における雇用と所得に対する効果である。ある産業部門内における投資が国内資本によるものか外国資本によるものかにかかわらず、設備投資の拡大は新たな雇用を創出し、失業率の低下と所得の増加をもたらすであろう。

ヨーロッパの資本市場は近年次第に統合され、統合過程はユーロ導入によって強化されたが、残された課題も多い。欧州委員会の金融サービス行動計画はこの過程に新たな刺激を与えるものである。構成国の資本市場の構造改革は以下の点にまとめることができる。すなわち、①金融機関の監督・規制の枠組みの見直し、②資産所得（金融投資収益）に対する課税の統一、③コーポレイト・ガバナンスの改善、④年金基金による資本市場の活性化、⑤中小企業、とりわけハイテク企業の資本市場へのアクセスの整備である。

第1に、構成国のは多くは金融部門の規制的枠組みを変更しているが、これは既に市場に起こっている変化に対応した措置である。金融市場の全ての分野における新たな金融手段や金融グループの興隆は、金融の規制枠組みの環境変化への適用を必要とする。イギリスでは、新しい独立した金融サービス局が創設された。この当局は、今まで金融部門の特定分野を扱ってきた幾つかの規制

当局に置き換わる。ポルトガルも政策を同じ方向に取り始め、アイルランドも同じ動きを示している (ARSR 2000, p. 25)。

多くの構成国は近年新しい金融グループの創出と成長を経験している。その金融グループの特徴は、伝統的な銀行業に加えて様々な保険の形態のような広い金融サービスを取り扱うことである。こうした環境変化に対し、ARSR 2000 は「異なった構造をもつ金融グループを一貫して規制することを保証し、また全体のグループの問題に対処するためには、消費者に対する金融市場の透明性を保証する手段と同様に、分別のある規制と指導もまた変化しなければならない」(ARSR 2000, p. 25)と主張する。このような立場から、各構成国の通貨当局は新たな金融機関の規制と指導を作成している。フィンランドとスウェーデンは 1999 年に規制の改正を行った。1999 年 1 月の単一通貨導入により、EU の資本市場は本格的な統合局面を迎えるにあたって⁹⁾、公正な競争と市場の透明性を確保するために、欧州委員会のイニシアティヴはさらに重要になるであろう¹⁰⁾。

9) このような変化の背景の一つが欧州における各国の資本市場の統合である。多くの構成国は近年に株式市場のブームを迎えた。イタリアとスペインでは民営化された公益企業の上場が中心的役割を果たしたが、民間企業による新たな上場数もまた著しく増加した。別の重要な傾向は、構成国間の株式市場間の協調関係が強化されたことである。例えば、協調的合意がドイツ株式市場、フィンランドとオーストリアとの間で、1998 年、1999 年にそれぞれ交された。スウェーデンとデンマークの株式市場と同様に、ベネルクス諸国の株式市場もまた協調的合意に達した。同様にフランス、イタリア、ポルトガル、スペインの派生的取引市場は提携を結び、フィンランドとドイツも提携を結んだ。さらなる組織の再構成と合理化が今後期待される。

10) フランスにおける保険会社に関する EU 規則を国内法に転換する上で、欧州委員会は欧州裁判所に訴訟を起こしてその転換を進めている。フランスの相互保険会社は特別税制優遇措置の利益を受けて、近年繁栄している。3,000 以上の相互保険会社は、年間 730 億フランス・フランの売り上げを見積もり、約 2,000 万の顧客を確保した。相互保険会社は非営利組織(NPO)とみなされるので、利益は分別のある資金として投資される(法律により年間の保険料収入の 10%まで)か、あるいはコスト引き下げかサービス改善の形態で顧客に還元される限り、収益は課税されない。また、相互保険会社はすべての契約について保険業者によって支払われる 7 % の課税から控除されている。さらに、非保険活動、例えば、社会医療サービスへの資金の利用は税額控除の対象となる。このような制度は主要な保険業者から常に批判されてきて、不公正な競争という理由で訴えられている。この改革は、いったん完了すれば、フランス国内保険産業の変化にとって最後の段階となるであろう(*Financial Times*, 10, Nov, 2000)。

第2に、資本市場を統合し、公正な競争を確保するためには投資収入に対する課税の調整が不可欠である。資本税は資本市場の機能性の向上を目的として多くの構成国で調整されている。例えばフィンランドとイタリアは1999年に税制を変更し、異なった金融手段を平等に取り扱うことを保証した。貯蓄税制の中立性をさらに実現するために、オランダは純資産所有に帰属する4%の固定収入に対し30%の固定資産税を導入した(ARSR 2000, p. 25)。

2000年6月20日ポルトガルのサンタ・マリア・フェイラのEUサミットは利子課税共存方式について基本的合意に達した。合意の内容はほぼ次の通りである。①2002年末から共存方式を実施する。②共存方式実施後7年内に源泉徴収税制を廃止し、情報提供の義務化へ一元化する。これは、受取利子の居住地国課税への一元化を意味する¹¹⁾。

EU域内の非居住者による金融取引にもとづく所得(利子)については、ほとんどの構成国は源泉徴収税を課していないし、また自動的に情報交換も行われていないため、まったく課税されないままの状態である。委員会提案は、そうしたクロス・ボーダーの貯蓄についてある程度の最低限の実効的課税を導入することを目的とする。構成国内の居住者について貯蓄課税を共通化することについては、補完性原則に照らし、欧州委員会は現在のところその必要性を認めておらず、これは各構成国の決定すべき事項として、これを尊重する態度を示している¹²⁾。

その後、2000年11月27日のEU蔵相理事会で、非居住者の投資や貯蓄に対する利子課税について次の通り合意に達した。すなわち、当初3年間は源泉徴収税率を15%とし、その後4年間は20%に引き上げ、最終的には投資家が居住する国で一括して課税する総合課税方式に一本化する。利子課税に関しては、改革実施後7年間は加盟各国が源泉徴収方式と総合課税方式のどちらかを選択

11) *Europe*, 2000, 7/8/9, 13ページ。

12) 井村正「EUにおける21世紀税制の課題」(碓井光明・小早川光郎編著『公法学の法と政策』)有斐閣、2000年、231ページを参照。

し、8年目から総合課税方式に一本化する。¹³⁾

第3に、コーポレイト・ガバナンス問題は多くの参加国において指摘されている。焦点は、企業経営を株主に対してより敏感にすること、また所有変化のルールを明確にすること、企業とその見通しについての情報の質を向上させることによって透明性を高めることである。ギリシャとポルトガルは1999年にコーポレイト・ガバナンスについての一般的指針を発行した(ARSR 2000, p. 25)。

アメリカとイギリスでは株式市場の規模が銀行の与信規模より大きい。株式市場の特徴は、企業資本の所有が多く機関投資家の間に分散しており、銀行の株式所有や企業間の株式持合いが小さいことである。他方、大陸欧州諸国の場合、株式市場の規模が小さい代わりに、銀行の融資や銀行による株式保有の規模が大きい。欧州諸国における所有は、イギリスやアメリカに比べて少數の投資家にかなり集中しており、しばしばピラミッド型の支配構造をとっている¹⁴⁾。その典型がドイツである。そこで、資本市場の透明性を高めるには、大陸欧州のステイク・ホールダー型の統治構造を見直し、アングロサクソン流のシェア・ホールダー型のガバナンス形態へ移行し、企業所有の分散化を図ることが必要と考えられている。欧州委員会は、企業統治、情報公開、投資家保護および買収ルールを調整する作業を進めてきたし、今後も継続するであろう。

第4は、年金基金の活用による資本市場の活性化を図ることである。幾つかの構成国は生命保険と民間年金基金の改善を強化しようとしている。ルクセンブルクは1999年に様々なタイプの年金基金の創設を許可する新法律を導入した。他方、ドイツは個々人に退職保障を補完するよう努力させる方策をとっている。欧州委員会は、補完的年金計画についての声明の中で、年金計画のための単一市場を発展させる総合的戦略を提案している(ARSR 2000, p. 26)。

既存の年金基金をもっと魅力あるものにするために、多くの構成国はポート

13) 『日本経済新聞』2000年11月2日付け朝刊。

14) Mayer, C., 1999, pp. 48-49を参照。

フォリオ資産内容の柔軟性を高める措置を1999年に導入した。ベルギーは、年金基金の少なくとも15%は公債投資に振り向けることを義務付けるルールを撤廃した。フィンランドもまたポートフォリオ内の株式投資の割合を引き上げ、その結果、欧州経済圏の諸国との株式投資比重の差はもはやなくなった。さらに、欧州委員会はベンチャー・キャピタル市場へ積極的に投資するよう奨励している。¹⁵⁾

第5に、最近では、中小企業の特にハイテク企業の資本を求める強い動きを背景にして、ベンチャー・キャピタルの育成が構成国にとって急務の課題となっている。そこで、リスク・キャピタルについての欧州委員会の行動計画は、ベンチャー企業および証券取引所にとって極めて重要といえる(ARSR 2000, p. 26)。

高成長・ハイテク企業を育成するための新たな株式市場が多くの構成国において近年設立されてきた。ドイツでは、新市場(Neuer Market)は近年3年間でかなりのテンポで成長を遂げた。1996年にドイツ・テレコムが新市場で新規の株式発行をした際、新規公開株はその他には当該年に2, 3を数えるしか存在しなかったが、1999年初めから12ヶ月の間に約170の企業が上場し、2000年6月時点で200社を超えていた。ドイツ新市場の株式資本化は欧州における新株式市場全体の約80%を占める勢いである。¹⁶⁾ その他に、新たな株式市場がデンマーク、イタリア、スペイン、イギリスとギリシャにも創設された。¹⁷⁾ 証券取引

15) 2000年10月29日、欧州委員会は、年金運用の自由化に向けて域内共通の投資ルールを作成する方針を決めた。運用資金に占める株式の割合を7割、外貨建て資産の割合を3割まで認める内容で、加盟各国の投資規制よりも緩やかである。各国の了承を得た上で2005年までに実施する。各省政府はこのルールの導入を義務付けられるわけではないが、共通ルールに沿った国内法の改正など政策の見直しが進む見通し。(『日本経済新聞』2000年10月30日付け、朝刊)。

16) "Issuers and buyers queue for IPOs", *Euromoney*, 2000, June, pp. 236-238.

17) さらに、構成国はベンチャー・キャピタルの投資を奨励するための直接的支援を行っている。公共投資基金がベルギー、デンマーク、フランスやオランダといった国で設立され、零細なハイテク企業に資本を供給している。イギリスは零細規模の革新的な企業に資本を提供できる幾つかの基金を導入した。そのうちの1つは初期のハイテク企業の株式投資を支援し、他方、別の基金は地域で活動する潜在成長力のある企業に対し小規模の資本供給を専

所に関わる規制の改革に後押しされて成長する新株式市場は、資金調達面からベンチャー・キャピタルを支援する大きな役割を果たすであろう。

3. 労働市場の発展と政策

労働市場の弾力性は2つの観点から議論できる。一つは労働契約および就業規則上の弾力性であり、もう一つは空間的な労働力移動性である。前者については、1997年に合意されたルクセンブルグ・プロセスは労働契約の改善に大きく貢献した。それに基づいて構成国は労働市場の弾力性確保に努めてきたが、成功した例としてオランダを挙げることができる。すなわち、労働契約の柔軟性に刺激を与えることになり、結果として市場の競争力を高めることができた¹⁸⁾。いわゆるオランダモデルの成功要因の一つが労働市場政策であった。しかし、多くの構成国については依然として労働市場が硬直性を残しており、後に詳しくみるようにその改善に向けた様々な政策が試みられている。

後者については、構成国間だけでなく構成国内においても地理的な労働力移動は非常に制約されている。たとえば、地域間格差が非常に大きいベルギーやイタリアのような国の内部では、地域間の労働力移動は現状において極めて小さく、今後もさほど大きくなるとは考えにくい。域内における低水準の労働力移動は、地域間の失業率格差および所得格差として現れている。今後ユーロ導入は欧州市場の深化をさらに進める事になるが、経済効率を高める一方で、地理的な経済間格差を広げる傾向を強めると考えられる。もしそうであれば、経済効率性の向上と所得格差の拡大とのバランスをいかにとるかが重要な課題となろう。

欧州委員会の労働市場構造問題への取り組みは、前者の意味での改革に重点

門的に行う。それに加えて、起業家の投資にインセンティブを増加させる目的としたキャピタルゲイン税遞減救済がイギリスで利用可能である(ARSR 2000, p. 26)。

18) 2000年9月11日、欧州委員会経済金融問題総局の労働市場・構造改革担当課における面接調査。マッカーシー女史。最近の労働市場の改革状況は‘Joint Employment Report’の中に詳細に記されている。

が置かれている。構造的失業は EU 構成国間および地域間で大きく異なる。その理由として ARSR 2000 は次のような要因を指摘する。すなわち、歴史的なマクロ的経済発展、賃金交渉枠組みの違い、様々な労働市場規制の硬直性、税制給付制度、失業給付ルールの施行および教育・訓練の水準の差である。また、労働の技術とカテゴリーの点における労働需給のミスマッチも構造的失業を生み出す重要な要因である。このような認識から、EU 構成国が構造的失業問題の改善として集中して取り組んでいることは、積極的な労働市場政策、教育水準の改善、税制給付制度の改革、賃金交渉枠組みの見直しである。

(1) 積極的な労働市場政策 (ALMP)

多くの EU 諸国は雇用ガイドラインに則した積極的な労働市場政策 (ALMP) を採用している。これは労働技術と雇用可能性を改善すること、労働市場に人々を近づけることを通して、構造的失業の低下に大きく貢献しうるものである。ALMP は求人、職業訓練、カウンセリング、職業ガイダンスなどの措置を含んでおり、長期失業を解消するための予防的アプローチの性格を持っている。ルクセンブルグ・プロセスの一部として、ALMP 制度と給付制度の相互作用は発展を続け、その効果は次第に多くの参加国において評価されている (ARSR 2000, p. 30)。

例えば、イギリスでは「ニューディール」と呼ばれるプログラムが進められている。このプログラムの内容と評価を OECD のエコノミック・サーベイ (イギリス) から要約しておこう。18 歳から 24 歳の 6 ヶ月以上の失業者を対象にしたプログラムは 1998 年 4 月より施行された。このプログラムの特徴は、ゲイトウェイと呼ばれる求職活動を当該失業者の義務としている点である。最初に、4 ヶ月に渡って職業に関する相談、助言、指針を受ける。その期間に就業できない人とまだ就業の準備ができない人は次の中から選択することができる。すなわち、① 6 ヶ月間、助成を受ける雇用先での就業、② 12 ヶ月間に渡るフルタイムの教育あるいは職業訓練、③ 自発的に事業を起こすこと、④ 環境事業部への参加である。なお、制裁規定として場合によっては、2 週間の給付を受ける

表1 イギリスにおけるニューディール計画の主要な特徴

	18—24歳	25歳以上の長期失業者	50歳以上	片親
失業期間	6ヶ月	24ヶ月	6ヶ月	子どもが学生の場合 自動的に適用
集中的求職活動支援期間 義務・任意	4ヶ月 義務	3—6ヶ月 任意（ただし2000年4月より義務）	3—6ヶ月 任意	任意 任意
助成金による雇用： 直接的あるいは雇用 信用による雇用者への 助成支払い金	6(12)ヶ月間 週60ポンドの助成金+ 総額750ポンドの職業 訓練助成	6ヶ月間 週75ポンドの助成金	12ヶ月 フルタイムには週60ポ ンド、パートタイムには週40ポンドの雇用者 信用750ポンドまでの 補助金	教育あるいは職業訓練 中の子供育成と費用に 関わる援助
フルタイムの教育 あるいは職業訓練 自発的労働	12ヶ月間：求職者手当て 相当額	12ヶ月間：給付を維持 選択なし	12ヶ月間：給付を維持 選択なし	教育計画：子供育成の ための追加資金 選択なし
環境事業部への加入	6ヶ月間：求職者手当て 相当額+400ポンド 6ヶ月間：求職者手当て 相当額+400ポンド			
制裁	場合によっては2週間 の給付の喪失	求職保証上の制裁	制裁なし	制裁なし
実施日 パイロット 全国レベル	1998年1月 1998年4月	1998年6月 2001年4月	1999年11月 2000年4月	1997年7月 1998年10月
見積費用 (2000/01時点、100万ポンド)	440	160	20	60

(出所) *OECD Economic Survey 2000 : United Kingdom, June*, p. 101.

権利を失う（表1を参照）。

その後、ニューディール計画は、25歳以上の長期失業者、50歳以上の長期失業者および子供が学業期間にある片親にその対象が拡大された。25歳以上の失業者については、2001年4月より求職支援活動が任意から義務規定に変更され、また助成を享受する雇用先で就業すること、あるいは職業訓練を受けることが失業給付の条件となった¹⁹⁾。

プログラムの結果は、教育・雇用局によって集計されたデータとして示され

19) OECD, *OECD Economic Survey 2000 United Kingdom, June*, p. 98.

表2 イギリスにおけるニューディール計画の結果（2000年1月）

若年者のニューディール(NDYP) 単位：千人 %	25歳以上長期失業者のニューディール (NDLTU) 単位：千人 %	片親のニューディール(NDLP) 単位：千人 %
総参加者 422.0	総参加者 226.8	面談の参加総数 124
ゲイトウェイの終了者 357.1 85	個人面接過程の終了者 156 69	NDLP の辞退者 53.5 43
そのうち	そのうち	NDLP に参加中 65.9 53
・NDYO の辞退者 59	・NDLTC の辞退者 82	未決定 4.6 4
・オプションの選択者 41	・依然として失業中 18	NDLP の辞退者のうち
NDYP 辞退の理由	NDLTC 辞退の理由	・所得援助の辞退 46
・助成金なしの職業に就職 47	・助成金なしの職業に就職 16	・所得援助の取得中 49
・他の給付取得 13	・その他の給付取得 13	・不明 5
・その他の理由 13	・その他の理由 5	所得援助辞退の理由
・不明 27	・不明	・就職 84
選択されたオプション	・求職者給付の取得 53	・他の給付への転換 3
・助成された職業に就職 18	失業中の理由	・不適格 13
・教育と職業訓練 45	・雇用者助成金の取得 32	所得援助の取得中
・自発的労働 19	・学業中 49	・就業中 1
・環境事業部 18	・教育と職業訓練 19	・プログラムの参加辞退 13
		・その他の理由 86
		NDLP 参加者のうち
		・個人的指導の受給 64
		・教育と職業訓練 11
		・就業中であるが個人面談による支援の受給 25

(出所) *OECD Economic Surveys 2000 : United Kingdom, June*, p. 102.

ている。表2に見られるように、18~24歳を対象とするプログラム(NDYP)の参加者のうち、59%は同プログラムを棄権している。その中で就職した割合は47%を占める。その他の残りは、他の給付金を受け取る(13%)、その他の理由(13%)、不明(27%)となっている。また、NDYPの参加者で就職できずに、オプションを選択したものの中で、45%は教育と職業訓練を受けている。

25歳以上の長期失業者の場合、プログラムを棄権し、助成を受けていないところに就業した人の割合はNDYPよりも少ない(16%)。実際に、プログラムを棄権した人の半分以上は求職給付金を受けている。にもかかわらず、集中個人面接期間を終えて、就業できない人のうち、約5人に1人はニューディール・オプションのどれか1つを選択する。最も人気の高いものは希望職種に応じた

学習をすることである。NDLP の場合、同プログラムを棄権した参加者の約 3 分の 1 は助成を受けていないところに就業し、他方で依然として同計画に参加し続けている人の約 3 分の 1 は教育を受けているか、あるいは就業中の支援を受けている。

以上の内容から、OECD のエコノミック・サーヴェイは次のように評価している。NDYP は長期失業者のための支援策として比較的成功しているように見える。しかし、次のような理由を考えると NDYP の高い成功率はさほど驚くほどでもない。第 1 に、何らかの仕事か教育に参加することを義務規定とすることによって、就業するインセンティブが大幅に高まった。第 2 に、長期失業者の比重は高齢者よりも若年者において典型的に低い。この点を、NDYP において失業者への指導は 6 ヶ月の給付支給期間の後始まるという事実と重ね合わせると、その高い成功率は説明し易い。²⁰⁾

そもそも、これらのプログラムは長期的失業者を対象とするものであるから、本来、長期間の調査を必要とする。しかし、表 2 の評価は短期的なものに過ぎない。ところで、エコノミック・サーヴェイは次のように肯定的に評価している。すなわち、「求職支援は ALMP の形態の中では費用面で最も効果的なので、いずれのニューディール計画においても集中的個人面談に重点が置かれることは、非常に適切であるように思われる。しかも、同じ制度のもとで失業に関する求職アドバイスと情報と関連する利益を結び付けるサービスを施行することは、新たに失業した人々になるべく早く早く雇用機会を与えるという同じ目的を持つが、異なった当局によって管理される共同計画を向上させる努力として歓迎すべきものである」。²¹⁾

イギリス以外の欧洲諸国でも構造的失業問題を改善するために様々な試みが行われている。フランスの「ニュー・サービス・プログラム」は新たな職業分野、特に需要が市場で未だ満たされない、サービス分野における雇用の創出を

20) Ibid, pp. 102-103.

21) Ibid, p. 105.

意図したものである。最低賃金の80%と同等な助成はNPOによって創出された雇用に支払われる。このプログラムが対象とする年齢層は18歳～25歳の若年失業者、あるいは失業中で失業給付を受け取っていなければ、26歳～29歳の失業者である。ただし、プログラムへの参加は自由であり、この助成は5年間に渡って支払われる。1999年6月までに20万の雇用が生み出され、最終目標は35万の雇用に達することが期待されている。

ベルギーでは第一次雇用協定が2000年に発効した。教育制度を離れる人々に対し、学業終了後の6ヶ月間求職活動を保証する。学業修了者を一定程度採用する企業はある資金的な優遇措置を受けることができる。スウェーデンはより予防的かつ積極的労働市場戦略の一つとして、1999年に長期失業者に対し助成を受けた雇用を提供する制度を採用した。この制度によって、長期失業者の雇用率を高め、構造的失業のリスクを削減することが期待されている。デンマークでは積極的労働市場政策によって、12ヶ月間失業している人は恒常に教育か職業訓練を受けることを必要とされている(ARSR 2000, pp. 30-31)。

(2) 社会給付制度の見直し

幾つかの構成国は近年、社会給付の削減を実行している。その目的は低技術労働者が職に就き、職を維持することを助けることである。その理由は次の通りである。企業が従業員を新規採用した場合に、政府が賃金助成の支給を行えば、高い労働コストを払って高技術労働者を雇用し、維持することができる。したがって、企業は低労働コストの低技術労働者に頼らずに済ますことができる。したがって、政府の企業に対する社会保障給付の供与は、低技術労働者に対する需要を抑制するという負の効果を生み出す。そこで、雇用主への社会給付を削減することによって、高技術労働者の代わりに低技術労働者の採用を促し、構造的失業を改善することを狙いとしている。

例えば、ベルギーでは1999年の間、社会保障の給付を削減する新法案を導入した。結果として2000年に削減できる総額はGDP比の1.3%に達する見通しで、特に低所得者への給付の削減によるものである。スペインでは終身雇用

を創出する企業に与える社会保障給付の削減が新たなプログラムによって2000年に広げられた。これは、若年、女性、長期失業者および45歳以上の市民を対象とするプログラムである (ARSR 2000, pp. 31-32)²²⁾ イタリアは社会保障の削減を1998年と1999年に導入した²³⁾ その目的は労働者の雇用促進と新たな仕事の創出である。また、南部で新たに採用された人々に対する社会保障給付の削減 (1999~2000年) が導入された。ギリシャにおいても新規採用者に対する保障給付が削減された (ARSR 2000, p. 32)。

社会給付の削減に伴って、近年、税制改革が多くの構成国において施行されており、それは、しばしば高い実効限界税および置換率に直面する低所得労働者の課税を引き下げるという特別の目的をもっている。多くの税制改革は税の移転、例えば、労働所得の課税負担を引き下げ、エネルギー・環境税を引き上げるというものである。しかしながら、労働所得に対する直接税の負担を引き下げるこことに関しては、改革のスピードは緩慢であって、依然として1994年と同じ水準である。全体的な課税負担の削減を国家目標としている国は僅かしかいない。

低所得および低技術労働者にとって有利な労働所得に対する税負担と限界税率を引き下げた構成国もある。例えば、フィンランド、ポルトガル、イギリス、デンマーク、イタリアがそうである。その他の構成国については、所得税に対するより一般的な削減を目的とする税制改革が近年実効されているか、あるいは考察されている。ドイツでは、3段階での所得課税の改革(1999年/2000年/2001年)が決定された。この改革の枠組みにおいて基本税率は6%の削減によって19.9%へ削減され、最高税率は4.5%の削減で48.5%に引き下げられる。また、税控除の最高収入は14,000 ドイツ・マルクまで引き上げられること

22) 例えば、スペインでは失業保険は僅かではあるが0.25%だけ削減され、すべての終身雇用者に対して導入された (OECD, *OECD Economic Survey 2000 Spain*, January, p. 59)。

23) 2000年の一般政府予算編成において、ベースラインに対する相対変化率でみて全体の歳出は8.4%増加する中で、社会家族保障項目は5%だけ削減されている (OECD, *OECD Economic Survey 2000 Italy*, May, p. 62)。

になる。さらなる税率の削減が2003年と2005年の2段階で導入される予定であり、基本税率の削減は15%になり、最高課税率は45%に引き下げられるであろう(ARSR 2000, pp. 32-33)。

(3) 賃金決定

賃金決定はより分散化する傾向を示している。多くの構成国においてこの2, 3年間で賃金決定の枠組みの見直しが行われたが、それはさらなる賃金交渉の分散化を進めることを許容するものである。しかし、賃金決定と雇用の点からその効果を評価することはまだ早急すぎる。

例えば、スペインでは1997年の社会的パートナーとの合意に、中央集権された賃金決定からの脱退条項(Opt-out clauses)が含まれていた。この点について経済政策委員会の年報は、「ある程度主体的な分散化が進んだとしても、大きな地域格差を訴えるためにはさらなる分散化が必要とされるであろう」(ARSR 2000, p. 34)と述べている。つまり、スペインの賃金決定は現在でも硬直的であることを示唆している。この点をサポートする評価としてOECDのエコノミック・サーヴェイ(スペイン)から引用しておこう。

「賃金決定制度は1997年社会的パートナーの合意が採択されてからほとんど変化しておらず、依然として複雑である。銀行や化学のような部門では、賃金の国家的合意が適用され、それは企業レベルで再交渉される場合もある。建築部門では賃金決定は細分化されている。すなわち、国家的決定は地域レベルで修正されて、再び企業レベルで修正されることもあり、結果的に高い賃金インフレを引き起こす。その他の多くの部門では、交渉は地域ごとに行われるが、賃金率上昇に関して国家機関からの助言が加えられる。特別の状況における地域的合意からの脱退条項は、集約的合意に定義された脱退条項を許可する条件が通常非常に厳しいため、ほとんど使われない。しかも、それらを利用すると、関係する企業は財務上問題があることを公表することになりかねない。それゆえ、賃金交渉制度はかなり硬直的である」²⁴⁾。

24) OECD, *OECD Economic Survey 2000 Spain*, January, p. 59.

イタリアでは新たな「開発と雇用の社会協定」が政府と32の利害団体との間で1998年12月に調印された。それによって産業部門および地域での契約を行う枠組みが作られ、国家的な賃金設定の標準から乖離することができるようになった。

最低賃金交渉制度は、過去10年間で多くの構成国における民間部門において重要性を増してきた。この制度の下で、中央の交渉は最低賃金の上昇を決定するだけで、他の賃金上昇は企業レベルで交渉されることとなった。他方、ベルギーでは総賃金上昇に上限を設定する競争法を定めることによって賃金交渉を中央集権化した。この法律は部門および技術を超えて均衡のとれた賃金の動きを生じさせるかもしれないが、最新の一般的合意によれば、雇用と職場訓練を増やす部門が賃金の差別化をより強く図りうる場合の様々な手段を予想することができる (ARSR 2000, p. 34)²⁵⁾

むすび～構造政策に対する評価～

構造政策の成果についての評価を行うには早急すぎる。ここでは構造政策の方向性についての評価をしてみたい。

財・サービス市場と資本市場におけるEU法の国内法への転換の動きは、EU国民経済の形成への勢いをさらに加速させるものであろう。マーストリヒト条約によって各構成国は財政赤字削減のため財政支出を縮小し、構造基金による所得再配分の規模を縮小する一方で、産業の規制を改革し、ベンチャー企業の育成を金融面と税制面等で支援し、労働市場の柔軟性を確保することを狙いとする。このような構成国間および地域間の競争を強化しようとする政策は、総

25) そのほかにも、報告書は、政府と労働組合がパートタイム労働時間と職業保障の弾力性を改善する努力を続けている点を述べている。例えば、パートタイム労働の改善は多くの構成国において政府と労働組合との間の合意の主題であった。スペインのケースでは、1998年11月に安定的なパートタイム雇用の改善を行う合意が調印された。また、イタリアでは1999年の法令によってパートタイム雇用に対する社会保障給付額が引き下げられることになった。

じて供給重視型の政策へ比重を高めているといえる。

こうした競争を強化する政策は、構成国間および地域間の不均衡を是正することに貢献できるであろうか。先に指摘したように、EUはアメリカとの情報通信技術(ICT)の生産性と普及のギャップを是正し、アメリカのIT革命に主導された「ニュー・エコノミー」路線に追従しようとしている。アメリカにおけるICT革新は、なるほど経済の生産性を高め、一人当たりの所得水準を上昇させた。しかしその一方で、国内の所得格差は拡大し、労働力市場の流動化による雇用不安は高まり、また、デジタル・デバイドを生み出している。それに加えて、EU構成国のコーポレイト・ガバナンスはアングロサクソン流のそれに強く影響を受け、近づく傾向をみせている。アメリカにおけるコーポレイト・ガバナンスは企業のM&Aを企業戦略の一つとして容易に選択できるため、企業のリストラクチャリングによる経営合理化が生産性を高め、そして競争力を強化するのに役立つものである。ところが、M&Aは時には投機の手段とすらなり、買収の対象となる企業の経営者や従業員はそれに翻弄されることも少なくない。このような今日のアメリカに映し出されるような問題をEUも背負うことになるかもしれない。

次に、資本市場の統合は、恐らく資金調達と運用の効率化をもたらすであろう。これによって、ベンチャー・キャピタルの優遇策に後押しされて、後進地域の中小企業あるいは起業家も資金調達のチャンネルが増えることになる。ただし、ベンチャー起業の育成と成長が見られても、その地域への投資が拡大しなければ、必ずしも後進地域の産業の活性化に結び付くわけではない。確かに、構造的な長期失業者に対する職業訓練あるいは職業の斡旋にウエイトを置く雇用政策を推進するのは、雇用のミスマッチを防ぐことなどから雇用状況の改善に一定程度貢献するに違いない。しかし、基本的には雇用の吸収を可能にするのは、新たな部門における企業の投資といえる。

市場に委ねる資金配分が必ずしもEUの構造問題の解決に導く保証はない。なぜならば、人口が集中し、インフラがすでに整備され、高い収益が期待でき

る都市部に資本は集中する傾向があるが、周縁国あるいは後発地域は投資の魅力に欠けるので、十分な資本を動員できないからである。加えて、周縁国への直接投資が低付加価値生産に集中し、高付加価値生産は中心国の産業に担われるような国際分業関係を強化すると、周縁国にとって交易条件を悪化させることにより、当該国からの所得移転が生じるため、両者間の所得格差を広げる作用をもつであろう。このような負の側面を投資は同時にもつ。

もちろん、1990年代にはEU域内市場の統合の深化と拡大とあいまって、周縁国（収斂4カ国）へのEU域内投資の増大は経済成長に大きく貢献した。先に触れたように、全体としてみる構成国の人一人当たり所得水準や生産性は他の中心国にキャッチアップする傾向を示したが、国内の地域格差はむしろ拡大する様相を呈した。しかも、周縁国の経済成長の一要因であったEUの構造基金は今後、縮小される予定である。これらの点からいようと、構成国内における所得格差問題は今後も残されると考えざるを得ない。

労働市場の構造改革については、欧洲における労働の地理的移動性が非常に小さいことから、労働契約および就業規則上の弾力性を高めるための政策を施行しようとしている点は現実的であろう。もとより、労働契約および就業規則、あるいは賃金交渉は、構成国それぞれ固有の文化、社会規範、歴史的経緯に規定されているので、統一されたEUの労働政策は簡単には機能しないであろう。しかし、イギリスの積極的労働市場政策にみられるように、求人、職業訓練、カウンセリング、職業ガイダンス等の措置は長期失業を解消するための予防的アプローチの意味を持っている点で、失業問題の改善に大きく資すると考えられる。政策的評価についてはさらなるモニタリングが必要とされる。

また、社会給付金の削減はいわば労働者側と雇用側のモラルハザードの改善策といえる。しかし、社会保障給付金の削減が本当に労働者の雇用促進に繋がるのか疑問に残る。なぜならば、社会給付金が削減されても、新たな雇用機会が生まれなければ構造的失業の改善は望めないからである。その点からみても、給付金の削減は当該地域におけるベンチャー・ビジネスの興隆等による新規投

資の受け入れとセットにして進められるべきであろう。

参考文献

- European Commission, *EC Economic Date Pocket Book*, Monthly 7, 2000.
- European Commission (1999), *European Economy*, Report on the implementation of the 1999 Board Economic Policy Guidelines.
- Euromoney*, 'Issuers and buyers queue for IPOs', 2000, June, pp. 236-238.
- European Commission (1996), *First Report on Economic and Social Cohesion*, Luxembourg : Office for Publications.
- European Commission, Directorate General Economic and Financial Affairs, *Commission Recommendation for the 2000 Broad Guidelines of the Economic Policies of the Member States and the Community*, Brussels, 11, 04, 2000.
- Economic Policy Committee, *Annual Report on Structural Reforms, Report addressed to the Council and the Commission*, Brussels, 13, March, 2000.
- Helg, R., Peri, G. & Viesti, G., 'Abruzzo & Sicily: Catching up and lagging behind', EIB, *Cahiers Papers*, Vol. 5, No 1, 2000, pp. 61-86.
- Ioannides, Y. & Petrakos, G., 'Regional disparities in Greece: The performance of Crete, Peloponnese & Thessaly', EIB, *Cahiers Papers*, Vol. 5, No 1, 2000, pp. 31-58.
- Mayer, C., 'European capital markets: competition between systems, EIB', *Cahiers Papers*, Vol. 4 No. 1, 1999, pp. 47-57.
- Moucque, D., 'A Survey of socio-economic disparities between the regions of the EU', *Cahiers Papers*, Vol. 5 No. 2, 2000, pp. 13-24.
- Rodríguez-Pose, A., 'Economic convergence and regional development strategies in Spain', EIB, *Cahiers Papers*, Vol. 5, No 1, 2000, pp. 89-115.
- O. E. C. D. (2000), *OECD Economic Surveys Italy 2000 May*, OECD.
- O. E. C. D. (2000), *OECD Economic Surveys United Kingdom 2000 June*, OECD.
- O. E. C. D. (2000), *OECD Economic Surveys Spain 2000 January*, OECD.
- Europe*, 2000, 7/8/9, 駐日欧州委員会代表部広報部。
- 井村正「EUにおける21世紀税制の課題」(碓井光明・小早川光郎編著『公法学の法と政策』)有斐閣, 2000年, 219-238ページ。
- 岩田健治「欧州経済・通貨同盟と株式市場一取引所統合の新段階」(『証券経済学会年報』第34号, 1999年5月, 9-27ページ)。
- EU通貨統合と証券市場研究会編『ユーロ導入と金融・証券市場』日本証券研究所, 1999年。

(付記) 本稿は2000年度松山大学特別研究助成金による研究成果の一部である。